

北海道文教大学学費等の納付に関する取扱内規

(目 的)

第1条 この内規は、北海道文教大学学則第41条第2項及び第3項、並びに北海道文教大学院学則第39条第2項に規定する授業料及びその他の諸費用（以下「学費等」という。）の納付に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(納付の通知時期)

第2条 学費等の納付通知の時期は、別表第1に掲げるとおりとする。

(納付の通知方法)

第3条 学費等の納付通知の方法は、文書で納付の通知を行うものとする。

(学費等の納付期限)

第4条 学費等は、別表第1に定めるところにより、前期にあつては4月末日、後期にあつては10月末日までに、年額又はそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る学費等を納付するときに、当該年度の後期に係る学費等を併せて納入することができる。

3 入学年度の前期に係る学費等については、入学手続時に納付することができる。

(延納及び分納)

第5条 学長は、経済的な理由により、第4条に定める納付期限までに納付が困難な者に対して、延納又は分納を許可することができる。

2 前項の許可を得ようとする者は、第4条に定める納付期限までに所定の延納願又は分納願を学長宛に提出しなければならない。

3 延納又は分納を許可された者が、届け出の期日までに納入しないときは、その翌日をもって延納又は分納の許可を取り消すことができる。

(延納及び分納の納付期限)

第6条 学費等の延納及び分納の納付期限は次の通りとする。

学 期	納 付 期 限	
	延 納	分 納
前 期	7月末日	許可された各月末日とし翌年1月末日を限度とする。
後 期	翌年1月末日	

(督促事務)

第7条 学費等を納付期限までに納付しない者（以下「未納者」という。）に係る納付金の徴収事務を円滑に行うため、事務局に督促事務担当者を置くものとする。

2 督促事務担当者は、事務局長が指名するものとし、会計課長・学生課長をもってあてる。

(督促の手続き)

第8条 督促事務担当者は、未納者に対しその督促を行わなければならない。

2 督促事務担当者は、前項の規定に基づく学費等の督促にあたっては別表第2に基づき督促を行うものとする。

(学費等未納者の通知)

第9条 督促事務担当者は、毎年2月末日現在における当該年度の学費等の未納者について、学費等未納者通知書を学長に提出するものとする。

2 学長は、前項による学費等未納者通知書の提出があつたときは、その内容について確認の上、北海道文教大学学則第22条、及び北海道文教大学院学則第36条に規定する除籍事由該当事者として、当該未納者の学科長及び研究科長へ報告するものとする。

(休学者の学費)

第10条 学費等を納入した者であって、前期について5月末日、後期については11月末日を超えて休学の申出(手続き)をし、休学が許可された場合は、すでに納入した学費等は返還しない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、学長の許可を得て返金することができる。

(留年者の学費)

第11条 留年者は、各期の履修登録単位数に応じて、授業料・実験実習費を納付しなければならない。

2 進級又は卒業を不可とされ留年した者の授業料・実験実習費は、別表3のとおりとする。

3 留年者は、留年期間中の教育充実費は納入しなければならない。

(除籍手続等)

第12条 未納者の在籍する学科長及び研究科長は学務部学生課と連携して、2期の未納者及び保証人に対して納付計画の再考と除籍の取扱いについて説明し、適切な助言等を行うものとする。

2 学部学生は、第5条及び前項の手続きを行ってもなお納付しないときは、学生委員会での審議及び教授会の議を経て、当該未納者を除籍する。

3 大学院学生は、第5条及び第1項の手続きを行ってもなお納付しないときは、研究科委員会での審議及び大学院委員会の議を経て、当該未納者を除籍する。

(改 廃)

第13条 この内規の改廃は、学長が提案し理事長が行うものとする。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

○ 学費及びその他の費用（諸会費等）の納付通知時期及び納付期限

学期	前期（又は入学手続時）						後期			
通知時期	4月1日						10月1日			
納付期限	4月末日 ※口座振替は5月5日						10月末日 ※口座振替は11月5日			
納付対象費用等	学費			その他の費用			学費			その他の費用
	授業料	教育充実費	実験実習費	学生会費	後援会費	学研災学研賠	授業料	教育充実費	実験実習費	同窓会費
「外国語学部」	○	○	△	○	○	入学時のみ	○	○	△	4年次のみ
「人間科学部」	○	○	○	○	○	入学時のみ	○	○	○	4年次のみ
「大学院」 ・グローバルコミュニケーション研究科	○	○	△	△	△	入学時のみ	○	△	△	△
「大学院」 ・健康栄養科学研究科	○	○	○	△	△	入学時のみ	○	△	○	△
「大学院」 ・リハビリテーション科学研究科	○	△	△	△	△	入学時のみ	○	△	△	△
「大学院」 ・こども発達学研究科	○	△	△	△	△	入学時のみ	○	△	△	△

(注) 授業料、教育充実費、実験実習費及びその他の費用のうち学生会費及び後援会費は毎年度納付とする。なお、学研災及び学研賠は入学時に在学年数分を徴収し、同窓会費は4年次のみ徴収する。ただし、留年者の学研災及び学研賠は1年分の掛け金を前期に徴収する。また、大学院研究科の教育充実費は前期に徴収する。

※大学院グローバルコミュニケーション研究科及び大学院健康栄養科学研究科の教育充実費は1年間分を最小単位とする。

別表第2（第8条第2項関係）

授業料等の督促時期

督促方法	時期	備 考
保証人あて文書督促①	6月10日	「所定の期限まで納付されない場合は定期試験の受験資格が認められない。」旨を表示する。
本人及び保証人あて文書督促②	7月10日	「所定の期限まで納付されない場合は定期試験の受験資格が認められない。」旨を表示する。
保証人あて文書督促③	12月10日	「所定の期限まで納付されない場合は定期試験の受験資格が認められない。」旨を表示する。
本人及び保証人あて文書督促④	1月20日	「所定の期限まで納付されない場合は定期試験の受験資格が認められない。」旨を表示する。
本人及び保証人あて文書督促	2月10日	「所定の期限まで納付されない場合は進級・卒業判定会議に該当しない者として審議される。」旨を表示する。

別表第3（第11条関係）

（学部生）

学 費	納 付 額
授業料	全学科共通 1単位当たり 30,000円
実験実習費	全学科共通 1単位当たり 50,000円
教育充実費	当該年度（前・後期）の100%に相当する額

（大学院生）

学 費	納 付 額
授業料	当該年度（前・後期）正規授業料の100%に相当する額
実験実習費	当該年度（前・後期）の100%に相当する額
教育充実費	当該年度の100%に相当する額

※ 本表は、必要に応じて適宜追加することができる。